

# 鹿野川ダムただし書き操作要領

令和 6 年 3 月

国土交通省 四国地方整備局  
肱川ダム統合管理事務所

(通則)

第1条 鹿野川ダムの計画を超える洪水時における鹿野川ダム操作規則（以下「規則」という。）

第17条に規定するただし書き操作（以下「ただし書き操作」という。）については、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ただし書き操作開始水位 洪水調節容量の8.7割に相当する貯水位とし、標高87.5メートルとする。
- 二 洪水時最高水位 規則第7条に定める洪水時最高水位とし、標高89.0メートルとする。
- 三 上限水位 鹿野川ダム上限水位は、標高89.6メートルとする。

(局長の承認等)

第3条 肱川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、規則第17条に定める洪水調節を行っている場合において、貯水位がただし書き操作開始水位を超えること及びその後さらに洪水時最高水位を超えることが予測される場合には、ただし書き操作への移行に関して、四国地方整備局長（以下「局長」という。）の承認を受けなければならない。

2 所長は、前項の規定により局長の承認を受けた場合は、ただし書き操作への移行に関して、別表に掲げる関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執らなければならない。

(ただし書き操作への移行)

第4条 所長は、前条の規定による局長の承認を受けた後、貯水位がただし書き操作開始水位に達し、さらに洪水時最高水位を超えることが予測される場合は、ただし書き操作に移行しなければならない。

2 所長は、前項の規定によりただし書き操作に移行した場合には、速やかに別表に掲げる関係機関にその旨通知しなければならない。

(ただし書き操作)

第5条 ただし書き操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 貯水位がただし書き操作開始水位を超えた時から放流量が流入量と等しくなるまでの間は、クレストゲートおよびトンネル洪水吐ゲートは、別表に定める貯水位に対応した放流量となるようにゲート開度を定めること。
- 二 前号に規定する時間が経過した時から流入量がただし書き操作に移行した時の放流量に等しくなるまでの間は、原則として貯水位を流入量が放流量と等しくなった時の貯水位に保つよう努めるものとする。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、局長の承認を受けた上で、貯水位を下げることができる。

(ただし書き操作の解除)

第6条 前条に規定する操作を行っている場合において、流入量が最大となった時を経て流入量がただし書き操作に移行した時の放流量に等しくなった場合には、ただし書き操作を解除し、規則第18条に定める洪水調節等の後における水位を低下させるための操作へ移行するものとする。

附則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

関係機関

機 関 名	所 在 地	連絡方法
国土交通省 四国地方整備局	高松市サンポート3番33号	マイクロ
四国地方整備局 大洲河川国道事務所	大洲市中村210	マイクロ
四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所	大洲市肱川町予子林6-4	マイクロ
愛媛県南予地方局 大洲土木事務所	大洲市田口甲425の1	(0893)24-5121
大洲市役所	大洲市大洲690番地の1	(0893)24-2111
大洲市役所肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂74番地	(0893)34-2311
大洲市役所長浜支所	大洲市長浜甲480番地の3	(0893)52-1111
大洲警察署	大洲市東大洲1686番地1	(0893)25-1111
西予警察署	西予市宇和町卯之町4町目659	(0894)62-0110
松山発電工水管理事務所	松山市畠寺町35	(089)975-7033
N H K 松山放送局	松山市堀之内5番地	(089)921-1117

別図（第5条関係）

鹿野川ダム 貯水位～放流量 対応図

